

○第五項ハ恩給ノ性質ト社會通念上ヨリシテハ選擇權ハ從業員側ニナイト恩ヲ規程ノ條文ヨリ見テ考ヘタルトキハ疑義アルモノト認メ悉ルヲ以テ充分研究ノ上餘地アリト思フ

○第五項ニ就テハ不當ナル處分ヲ為シタル事實ナシト認フル所アリタル後種々前記同様押問答ヲ繰返シタルニ妥協矣ヲ發見スルニ至ニス  
赤坂壽仙ヨリ

只今ノ説明ニ依リ當局ノ意思ハ充分解リマシタ此ノ當局ノ意思ヲ明十九日實行委員會ヲ開催シ協議ノ上今日正午迄ニ回答ヲ為ス採取リ計ルヘキニ付猶豫セラレタシ

局長  
諸君ハ曩ニ本日(十八日)午後。時迄ニ回答スルト稱シ

置キ十カラ更ニ明日ニ延期スルトハ話カ達ノ会々等々ハ諸君等ニ裁意カナイト恩フニ付別室ニ於テ道ニ協議セラレ至急確答セラレタイ

ト組合幹部ノ確答延引策ヲ看取シ即答ヲ求メ結局組合側代表者ハ已ムナク別室ニ午後。時退席セリ

斯クテ別室ニ於テ種々協議ヲ凝ス所アリタルカ

(イ) 中央委員會ヲ開催シ態度ヲ決定スヘシ

(ロ) 中央委員會召集ノ理由ナシ斯クナル上ハ慘敗ヲ見越シ

テ又市當局ト抗争スヘシ

(ハ) 確答ヲ明日迄延期セラル、據當局ニ對シ更ニ懇願スヘシ等異論百出セル模様アリシカ結局明(十九日)迄回答延期方ヲ交渉スルコト、ナスコトニ決定十九日午前。時ニ十分再會見  
赤坂壽仙